

BELS ロゴマークの使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が管理している BELS のロゴマークを協会以外の者が使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(仕様)

第2条 ロゴマークは、別記1及び別記2のとおりとする。

- 2 前項に関わらず、ロゴマークの色は白黒で使用することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、協会が BELS のロゴマークの仕様として適当であると認めた場合は、当該仕様を使うことができる。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、協会に登録された建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「BELS 評価機関」という。）。

- 2 前項に関わらず、協会が BELS の制度の普及に資する事業を行う者。

(用途)

第4条 前条第1項に定める者は、次の各号に掲げるものにロゴマークを使用することができる。

- 一 パンフレット及びその他の印刷物
 - 二 ホームページ、携帯サイト及びその他の電子媒体
 - 三 その他協会が認めたもの
- 2 前条第2項に定める者は、次の各号に掲げるものにロゴマークを使用することができる。
- 一 BELS の制度の普及のためのホームページ、携帯サイト及びその他の印刷物
 - 二 BELS の評価を受けた建築物の広告等（新聞若しくは雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物（電磁的記録媒体を含む。）又はウェブサイト）。なお、その場合には、令和5年国土交通省告示第970号に定める様式第1から様式第8の省エネ性能ラベルと合わせて使用すること。
 - 三 その他協会が BELS の普及に資すると認めたもの

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 BELS の評価を受けた建築物の広告等で使用する場合は、省エネ性能ラベルを使用した上でロゴマークを使用すること
- 二 第2条に定める仕様の色や縦横比を変更しないこと
- 三 別記1を書面で表示する場合は一辺が20mm未満、別記2を書面で表示する場合は一辺が

10mm 未満となる大ききで使用しないこと。ただし、省エネ性能ラベル及び BELS 評価書・プレート・シールで使用する場合は、「BELS 評価書・プレート・シールの電子データ取扱要領」に定める評価書・プレート・シールのサイズ未満となる大ききで使用しないこと。

四 ウェブサイトで表示する場合、縮小は判読可能な範囲までとすること

五 協会が許可した場合を除き、別記 1 又は別記 2 の一部を取り出して使用しないこと

(提供)

第 6 条 協会は、転載届出書が提出され転載の許可をした申請者にロゴマークを電子データで提供することができる。

2 前項で提供を受けた転載届出書の申請者は、ロゴマークの電子データを適切に管理しなければならない。

(使用料)

第 7 条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(譲渡、貸与等)

第 8 条 ロゴマークの使用について、第三者への譲渡、貸与その他の処分をしてはならない。ただし、第 4 条に掲げるものに使用するために、印刷会社、ウェブサイト会社、広告会社その他事業者に一時的に貸与する場合を除く。

(使用の中止)

第 9 条 協会は、第 3 条に掲げる者がロゴマークの不適切な使用をしたことを認めた場合には、ロゴマークの使用の中止を求めることができる。

(協会の責任)

第 10 条 協会は、ロゴマークの使用に係る損害賠償、損失補填及びその他の法律上の責任は一切負わない。

附 則

1 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。

2 令和 6 年 3 月 31 日までは、BELS（建築物省エネ法第 7 条に基づく建築物省エネルギー表示制度）ロゴマークの使用取扱規程によるものとする。

BELS ロゴマーク (非住宅)



BELS ロゴマーク (住宅)



BELS ロゴマーク (文字のみ)

BELS Building-Housing
Energy-efficiency
Labeling
System

BELS ロゴマーク (BELS 文字略字のみ)

BELS